

議案第79号

山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和元年9月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年山陽小野田市条
例第118号）の一部を次のように改正する。

目次中「補則（第16条）」を「雑則（第16条・第17条）」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、
法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12
条の規定によるものとする。

第5章を次のように改める。

第5章 雑則

（支給審査委員会の設置）

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審
議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のう
ちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定
める。

（委任）

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則 (支給審査委員会の設置)</p> <p>第16条 <u>市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。</u></p> <p>2 <u>支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第17条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 補則 (委任)</p> <p>第16条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>